

北陸大学研究活動における不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、北陸大学(以下、「本学」という。)の研究活動における不正行為(以下、「不正行為」という。)への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、本学で行われるすべての研究活動に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、研究者等とは、本学において研究活動に携わるすべての者(学生、非常勤及び研究支援人材を含む。)をいう。

2 この規程において、不正行為とは、研究活動及び研究成果の発表等の過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 二重投稿 他の学術雑誌等既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- (5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと
- (6) 利益相反
- (7) その他 研究資金を不正に使用する等、法令や関係規則を遵守しないこと
- (8) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること

3 この規程において、配分機関とは、研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等及びこれに準じる機関をいう。

(責任体制)

第4条 本学における不正行為の防止及び対応に関する最高管理責任者として、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正行為防止の基本方針を定めるとともに、次項に規定する研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止に努めなければならない。

3 本学における不正行為の防止及び対応に関して総括する責任と権限を有する研究不正防止責任者として、研究担当理事又は最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

4 所属の研究者等に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限を有する研究倫理教育責任者として、学部長、留学生別科長、センター長、事務局長及びその他教育研究組織の長をもって充てる。

- 5 研究倫理教育責任者は、研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施するとともに、当該学部等における不正行為の防止等に関し統括する。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、高い倫理性を保持し研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。

- 2 研究者等は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、不正行為を防止する前提として、研究のために収集又は作成した資料、データ等の記録を、文部科学省が示す基準に従い、事後の検証が行えるよう適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、関連する資料、データ等の研究記録の提出、関係者へのヒアリング等、この規程に定める調査に誠実に協力しなければならない。
- 5 研究者等が、北陸大学公的研究費等の管理・監査に関する規程に定める公的研究費等による研究活動に携わるときは、学長に対し、本学の規則等を遵守すること、不正を行わないこと及びこれらに違反して不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分と法的責任を負うことを遵守する旨を誓約した誓約書を提出しなければならない。

(受付窓口)

第6条 不正行為に関する学内外からの告発又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口は、学校法人北陸大学公益通報に関する規程に定める受付窓口とする。

- 2 受付窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第7条 告発は、顕名によるものとし、書面、電話、ファックス、電子メール又は面談等により受付窓口に行き届くものとする。

- 2 告発は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合において、告発の内容が相当程度信頼に足るものと最高管理責任者が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。

(相談への対応)

第8条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、最高管理責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

- 2 前項において、相談者からの告発の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(臨時の措置)

第9条 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしているとの情報を受け、臨時の措置の必要があると認めたときは、被告発者に対して警告を行う。

- 2 最高管理責任者は、必要があると認めるときは、臨時の措置として証拠となる資料を保全する措置を講じる。
- 3 前2項の場合、関係する研究者等は、指示に従わなければならない。

(秘密保持)

第10条 不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また、調査に協力した役員、教職員、学生も同様とする。役員、教職員にあつては、その職を離れた後も同様とする。

(告発者の保護)

第11条 学校法人北陸大学（以下、「法人」という）は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し解雇、降転職、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(被告発者の保護)

第12条 法人は、相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって、被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対し解雇、降転職、減給その他不利益な取扱いを行わない。

(調査関係者の保護)

第13条 最高管理責任者は、告発者、被告発者、調査協力者若しくは関係者に連絡又は通知するときは、これらの調査関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

(不正疑惑報道等への対応)

第14条 本学は、研究者等の不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

- 2 本学は、研究者等の不正行為の疑いがインターネット上に掲載され、かつ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が掲示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

(調査実施の決定)

第15条 最高管理責任者は、第6条第2項の報告を受けてから30日以内に、調査を行うか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、前項の決定をするために、必要に応じて予備調査を行うことができる。予備調査の責任者は事務局長とし、研究推進委員会委員長及び被告発者が所属する教育研究組織の長とで予備調査委員会を構成する。予備調査委員会は、調査の適否について審査を行い、その内容を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 第1項の決定において、告発した者が顕名によらない場合、調査を実施しない。但し、最高管理責任者が、不正行為とする科学的な合理性があると判断した場合は、この限りではない。
- 4 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないことを決定した場合、告発者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知する。

- 5 最高管理責任者は、調査の対象となる事案が、研究資金のうち競争的資金等の不正使用に関するものである場合は、速やかに配分機関等及び文部科学省に調査を行う旨を報告しなければならない。配分機関等への報告及び調査への協力等については、第 17 条の 2 に定める。

(調査委員会)

第 16 条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した日から 30 日以内に、調査委員会を設置し、調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、研究不正防止責任者を委員長とする。
 - (1) 研究不正防止責任者
 - (2) 研究倫理教育責任者のうち最高管理責任者が指名する 1 名
 - (3) 事案ごとに最高管理責任者が委嘱する外部有識者 3 名
- 3 調査委員会の委員は、公正かつ透明性の確保のため、告発者又は被告発者と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者でなければならない。
- 4 第 2 項第 1 号の委員が直接の利害関係を有する者であると最高管理責任者が判断した場合、最高管理責任者は、当該委員に替えて、副学長から 1 名を委員に指名する。
- 5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知する。
- 6 告発者及び被告発者は、前項の通知後 7 日間以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。
- 7 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を変更するとともに、その内容を告発者及び被告発者に対し通知するものとする。但し、変更した場合の新たな異議申し立ては認めない。

(調査内容等)

第 17 条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者及び関与の程度
 - (4) 当該論文等及び当該研究活動における関与した者の役割
 - (5) 研究資金の不正使用の場合、不正使用の相当額
 - (6) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
 - (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) その他必要と認めた方法
 - 3 前項第 1 号の調査にあたっては、調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。
 - 4 調査委員会は、他の研究機関、学協会等に調査への協力を依頼することができる。

(競争的資金の不正使用に係る配分機関への報告等)

第 17 条の 2 最高管理責任者は、競争的資金の不正使用について、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 告発等を受付けた場合は、第 15 条第 1 項に定める調査の要否を判断するとともに当該調査の要否を配分機関に報告する。
- (2) 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
- (3) 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- (4) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (5) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(他研究機関との合同調査)

第 18 条 最高管理責任者は、不正行為が他の研究機関に関係する場合、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて、当該研究機関と協力又は合同調査を行うことができる。

- 2 他研究機関と合同で調査する場合、又は他研究機関の調査に係る合理的な協力を求められた場合、本学は誠実に調査又は協力するものとする。
- 3 最高管理責任者は、不正行為以外の他の不正との複合的な事案と認められる場合、必要に応じて 学内の他の調査委員会と協力又は合同調査を行うことができる。

(資料等の保全等)

第 19 条 調査委員会は、告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

- 2 前項の資料等が本学以外の他の研究機関にあるときは、当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。
- 3 調査委員会は、調査にあたって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように十分配慮しなければならない。

(調査結果の認定)

第 20 条 調査委員会は、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断し、不正行為の有無を認定する。

- 2 調査委員会は、調査の開始から概ね 150 日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われていないと認定した場合であっても、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定するものとする。

- 4 前項の認定を行うにあたっては、調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 不正行為か否かの認定にあたっては、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。
- 6 最高管理責任者は、調査の結果について、速やかにその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(不服申し立て)

- 第 21 条 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、当該調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。
- 2 告発者又は被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後 14 日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。
 - 3 前項の不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。
 - 4 不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(再調査)

- 第 22 条 前条第 2 項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。但し、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。
- 2 最高管理責任者は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、告発者及び被告発者に通知する。再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。
 - 4 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ごとに設置し、再調査を命じる。
 - 5 再調査は、再調査の開始から 50 日以内に完了する。但し、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
 - 6 最高管理責任者は、再調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。
 - 7 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。
 - 8 最高管理責任者は、再調査の結果をその事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の確定)

第 23 条 最高管理責任者は、第 20 条から第 22 条の手続きを経て、調査結果を確定する。

(懲戒)

- 第 24 条 法人は、不正行為又は悪意に基づく告発の調査結果が確定した者について、学校法人北陸大学就業規則が定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 本学は、不正行為又は悪意に基づく告発の調査結果が確定した者が本学の学生の場合、北陸大学学生懲戒規程に基づき、懲戒を行う場合の手続きに付すものとする。

(研究資金の一時執行停止)

第 25 条 最高管理責任者は、不正行為を認定した事案に係る研究資金の一時執行停止を被認定者に命ずることがある。ただし、調査中においても、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象事案に係る研究資金の一時執行停止を命ずることがある。

(調査結果の公表)

第 26 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正行為が行われたと認定したときは、次の各号に定める事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) 調査委員会委員の氏名と所属及び調査方法の概要
- (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定したときは、公表しない。但し、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく告発の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は、第 1 項に準じて公表することができる。

4 前各項にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

(ガイドライン)

第 27 条 この規程に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則り、取り扱う。

(事務)

第 28 条 この規程に定める事項にあたる事務は、研究不正防止責任者の指示のもと、社会連携研究推進部が行う。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成 27 年 9 月 1 日制定 第 254 回理事会)

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 10 月 25 日改正 第 579 回常任理事会)

この規程は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則 (改正 平成 29 年 7 月 31 日第 598 回常任理事会 平成 29 年 8 月 3 日学長決定)

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (改正 2018 (平成 30) 年 9 月 25 日第 617 回常任理事会 2018 年 10 月 2 日学長決定)

この規程は、2018 (平成 30) 年 9 月 25 日から施行する。